

## 寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり申し合わせ書

(趣旨)

第1条 寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）は、乱開発を抑制し、未来に向かって良好なまちづくりを推進することを目的として、次のとおり申し合わせ（以下「この申し合わせ書」という）をし、会員（本会規約第4条）一同これを遵守することとする。

(対象の区域)

第2条 この申し合わせ書の対象となる区域は、別紙、寝屋川市寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり申し合わせ書区域図に示す区域とする。

(本会と市の役割)

第3条 本会はこの申し合わせ書に基づき、未来に引き継ぐ良好なまちづくりを実現するため積極的に行動し、寝屋川市に対し必要な助言及び指導を求めるものとする。

(土地利用の制限)

第4条 会員は会員所有の土地を転用または第三者へ転売もしくは賃貸等転用する場合は土地利用計画等について、本会へ諮ることとする。

2 前項の場合において、当該土地を、①生活環境や営農環境の悪化、防災上の問題がある場合②青少年の健全な育成に支障がある設備③その他本会として望ましくない施設・用途へ転換しようとする場合、本会が一定の制約を課すことを了承する。

(営農環境の保全)

第5条 会員は、農との共存を図るため、農作業が支障なく行われるよう相互に協力し、営農環境の保全に努める。

(申し合わせ違反者に対する措置)

第6条 この申し合わせ書に違反があった時は、本会の役員会（以下「役員会」という。）と違反者で協議し、改善が図られない場合は、役員会の議決（出席者の2/3以上の同意）を経て本会がその氏名及び違反の内容を会員に公表する。

(申し合わせ書の有効期間)

第7条 この申し合わせ書は、寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会が存続する間有効とする。

(補足)

第8条 この申し合わせ書を対象地区住民等関係者に広く知らせるため、まちづくりニュースの作成等を行い、周知に努めるものとする。

2 この申し合わせ書の運用にあたっては、本会において適正かつ公正に努めるものとする。

3 この申し合わせ書の事項に疑義が生じた場合又はこの申し合わせ書に定めのない事項については、役員会にて協議を行い決するものとする。

4 この申し合わせ書の内容について変更する必要がある場合又は新たに定める必要が生じた場合は、役員会にて協議を行い総会で定めるものとする。

5 会員の氏名等に変更のあった場合は、本会に連絡する。

附 則

この申し合わせ書は、令和3年7月10日から施行する。

寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会

会員一同

